

**福生市・武蔵村山市の2市
合同職員採用説明会を開催
します**

【日時】 8月2日(水)午後1時30分～3時10分
【場所】 国分寺市立国分寺Lホール内A・Bホール(国分寺市南町3-20-3CE LEO国分寺8階)
【対象】 次の①②に該当する方
①平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
②一般行政職を受験希望の方
※武蔵村山市の応募要件、募集職種は異なります。
【定員】 100人(事前予約制)
【申込み】 受付中。電話またはインターネットから東京しごとセンター多摩 ☎042・329・4510へ。

遵守徹底をお願いします。
【ポイント】
○急なとび出しに備え、スピードを抑える(特に生活道路)
○一時停止をしっかりとす(自転車も一時停止をしなればなりません)
○交差点は特に注意をする(交差点での事故が多い)
▼保護者の方へお願い
子どもが事故にあわないように、交通ルール、路上の危険性等を家庭内で再度確認してください。
(例) とび出しはしない。信号が青でも右左を確認する等

**福生市まちづくりに資する
寄附金(ふるさと納税)**

6月1日から30日までの間に匿名1名の方から5,000円のご寄附をいただきました。
寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用

7月は固定資産税・都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期です。納期限は7月31日(月)ですので、お忘れのないようご納付ください。
口座振替は7月31日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。
【問合せ】 収納課 ☎551・1578

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新
後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」)を医療機関の窓口にて提示すると、自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。
現在交付している減額認定証の有効期限は7月31日(月)です。過去に減額認定証を交付された方で、平成29年度住民税非課税世帯の方には、8月1日(火)から使用する新しい減額認定証を、7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。

【市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況(平成29年5月中)】

地区	面積(km)	空き巣狙い	前年同月比	ひったくり	前年同月比
本町	0.16	0	0	0	0
志茂	0.28	0	0	0	0
牛浜	0.23	0	0	0	0
武蔵野台	0.49	0	0	0	0
福生	1.80	1	+1	0	0
熊川	2.57	1	+1	0	0
北田園	0.32	0	0	0	0
南田園	0.41	0	0	0	0
加美平	0.61	0	0	0	0
東町計	0.05	0	0	0	0
合計	6.92	2	+2	0	0

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成28年中の所得に基づき算定された平成29年度の保険料額決定通知書をお送りしました。4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただきます。今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。
【保険料】 被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内均一です。
【保険料の決め方】 保険料(限度額57万円) ※均等割額と所得割の合算(均等割額) 被保険者1人当たり42,400円(所得割) 賦課のもととなる所得金額×9.07%
※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が7割軽減となり、所得割額はかかりません。
【保険料の納め方】 納付方法は原則、年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の

【問合せ】 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529
※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。
※今月の「法律相談」第1回目は、七夕まつりのため第一火曜日に変更しています。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	2日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	3日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)			
税務相談	24日(木)			
法律相談	1日(火)・9日(水)・16日(水)・23日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	17日(木)			予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733へ。
少年相談	18日(金)			午前9時～午後4時30分
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前9時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎551・7700 ※要事前連絡
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
事業資金相談	17日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(福祉センター ☎552・5027)

検察審査員に選ばれたらご協力を!

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
検察審査会では11人の審査員がこの事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。
審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。
【問合せ】 立川検察審査会事務局(〒190-8571 立川市緑町10-4) ☎042・845・0292
[検察審査会に関するホームページ] <http://www.courts.go.jp/kensin/>

【問合せ】 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

【問合せ】 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

【安全安心まちづくり市民ひろば】を開催 犯罪のないまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方なら誰でも参加できます。※防犯パトロールを実施予定(雨天中止) 【日時】 7月20日(木)午後7時～8時30分 【場所】 さくら会館第2集会室 【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691